

市道路線の廃止について

市道路線の廃止について、道路法（昭和27年法律180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月31日提出
霧島市長 中 重 真 一

廃止する路線

| | 路線名 | 起 終 | 点 点 | 主要な 経過地等 |
|---|-----------|--|--------|-------------|
| 1 | テクノパーク9号線 | 霧島市国分上野原テクノパーク1168番19地先 霧島市国分上野原テクノパーク1168番24地先 | | |
| 2 | 山之湯4号線 | 霧島市隼人町嘉例川字山城3561番3地先 霧島市隼人町嘉例川字山城3557番3地先 | | |

(提案理由)

市有財産払下げ申請に対し、払下げを行うことを決定したことに伴い市道路線を廃止するため、市道路線の廃止について、議会の議決を求めるものである。